

# 盛岡市立下橋中学校いじめ防止対策基本方針

平成 26 年 9 月策定

(平成 27 年 6 月一部改訂)

(平成 29 年 6 月一部改訂)

(平成 30 年 10 月一部改訂)

(平成 31 年 3 月一部改訂)

(令和 2 年 4 月一部改訂)

(令和 6 年 4 月一部改訂)

## 第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

「いじめは、どこでも誰にでも起こり得る」という認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安定した学校生活を送ることができることを願い、本方針を策定するものである。

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えていじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係者との情報共有と連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

### 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた生徒に共感し、その立場に立つて行うことが必要である。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせ得る。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。

### 4 いじめの防止等に対する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒が自他ともにいじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育みいじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった断続的な取り組みが必要である。特に、震災

や家庭事情による転居や障がいの有無など、人権に関わる問題については、注意深く対応していく必要がある。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気づく力を高める必要がある。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識することが必要である。

## (3) いじめの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を複数で確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教委への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との情報共有と連携が必要である。

## (4) いじめの種類

- ① 冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる【言葉】
- ② 仲間はずれ、集団による無視【仲間はずれ】
- ③ (軽く)ぶつかられたり、(遊ぶふりをして)叩かれたり、蹴られたりする【暴力・小暴力】
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする【恐喝】【悪戯】【盗難】【損壊】
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする【脅迫】【侮辱】【強要】
- ⑥ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる【誹謗中傷】【個人情報漏洩】【名誉毀損】
- ⑦ その他

## 第2 学校が実施する対策に関する事項

### 1 学校における防止等に関する取り組み

#### (1) いじめの「未然防止」「早期発見・早期解決」「再発防止」に向けた基本方針

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であるという重大認識を持ち、「いじめのない学校」の実現に努める。また、危機管理意識をもって、常に情報収集(早期発見)・共有化に努める。
- ② いじめが発生した場合には、いじめられた生徒の立場に立ち、気持ちに寄り添って「絶対に守り通す」ことを基本に、早期発見・早期対応・早期解決、再発防止に向けた指導支援を組織的に行っていく。
- ③ いじめが発生した場合、いじめた生徒に対しては、「いじめ行為は絶対に許されない」という毅然とした指導対応をするとともに、周囲の生徒に対しても、適切な指導を行い、二度といじめを起こさないよう立ち直りに向けた指導を徹底していく。また、解決状況について、観察・指導を継続的に行っていく。
- ④ 保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ発生時には早期発見・早期解決ができるよう連携協力を得ながら指導していく。また、必要により地域や関係機関との連携により指導にあたる。

### 2 校内体制「いじめ(防止)対策委員会」の設置と開催

#### (1) 構成員

- ① いじめ(防止)対策委員会(学年連絡会)  
メンバー：校長・副校長・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・養護教諭・  
スクールカウンセラー・関係教員

- ② 拡大いじめ防止対策委員会  
教育振興委員会＋（必要に応じSC、Dr）＋（必要に応じ関係職員）

## （２）委員会の役割

- ① いじめ（防止）対策委員会（学年連絡会）
  - ・情報交換による日常生活の把握し、早期発見に資すること
  - ・発生した事案に対し、組織的に対応すること
- ② 拡大いじめ対策委員会（教育振興委員会）
  - ・いじめ防止取組に関することの検証及び評価改善に関すること
  - ・家庭、地域への啓発活動に関すること

## （３）開催時期

- ・定例開催・・・いじめ（防止）対策委員会（学年連絡会）：SC 来校日に情報交換  
拡大いじめ対策委員会：学期に 1 回開催し検証（6 月・11 月・2 月）
- ・随時開催・・・情報キャッチまたは事案発生時は、速やかに開催

## 3 いじめ防止に関する具体的な取組

### （１）未然防止の取組 【資料１】「いじめ防止取組の年間計画」を参照

- ① 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ② 授業、行事、生徒会活動、部活動等において生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるよう努める。
- ③ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ④ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話やスマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならぬよう継続的に指導する。
- ⑤ デジタルシティズンシップをもとに、情報を活用する上での注意点をしっかりと指導する。
- ⑥ 他者との関わりやコミュニケーション能力を養う体験活動、生命や人権を大切にするボランティア活動の体系的・計画的な実施を充実させる。
- ⑦ 「いじめをさせない、見逃さない、許さない」という正義と常識を持った教職員としての組織的な危機管理意識の醸成・高揚を図る。
- ⑧ 常に開かれた学校づくりに努め、保護者・地域・関係機関からも情報や意見を求めながら、健全育成に関わる連携を強化する。

### （２）早期発見の取組 【資料１】「いじめ防止取組の年間計画」を参照

- ① いじめアンケート（生活調査）を実施（生徒・保護者向け）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。（6 月・11 月・2 月）
- ② 三者面談や教育相談を実施し、生徒及び保護者との信頼関係を築き、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ 校長面談やおしゃべりウィークを通して、全職員が日頃より学校生活における生徒の人間関係の把握に努める。
- ④ スクールカウンセラーの周知やいじめ電話相談等の外部機関の紹介と通して、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ⑤ 顕著な遅刻や早退を繰り返す生徒、連続して 3 日欠席した生徒、また、保健室の利用が多い生徒について、積極的な家庭連絡・家庭訪問を行う。

### (3) いじめに対する措置 【資料2】「いじめ問題等への基本的な対応の流れ」を参照

- ① いじめの発見・通報を受けたら、直ちに「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

#### 【いじめの解消】

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること  
被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒および加害生徒については日常的に注意深く観察する必要がある。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神症の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間学校を欠席することを余議なくされている場合
  - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日以上欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず迅速に調査する

### (2) 重大事態への緊急対応

- ① 重大事態の報告
  - ・重大事態を認知した場合、管理職は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
- ② 全校体制による緊急対応
  - ・「いじめ対策委員会」が母体となり、以下の事項について役割分担して、市教育委員会と連携して全職員体制で対応する。
  - ・事態の状況確認、情報収集、情報整理
  - ・生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者の心のケア
  - ・関係機関との連携

③ 市教育委員会との連携

- ・情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的要請
- ・県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(3) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

① 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。

- ・メンバー：校長・副校長・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・関係教員（必要に応じ SC）

② 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となっただけのいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(4) 留意事項

① 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行し、必要に応じて市教育委員会に相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

② 調査にあたっての説明等

いじめられた生徒及び保護者に対して調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。調査結果についても、適時・適切な方法で報告する。

③ 調査対象の生徒及び保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

④ 報道取材の対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を副校長として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

5 その他

年度末の学校評価において、常に改善を図っていく。

【資料1】 いじめ防止対応の年間計画

盛岡市立下橋中学校

	いじめ（防止）対策委員会 （生徒情報交換会）	未然防止の取組 （学校・学年・学級・生徒）	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「いじめ防止対策基本方針」の内容の確認 ○生徒理解研修会① ○いじめ対策委員会①（生徒情報交換会①） ○いじめ対策委員会②（生徒情報交換会②）	○入学式 ○学級・学年開き ○生徒会・JRC入会式 ○スクールカウンセラー（SC）について生徒へ周知	○いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知	○入学式・父母と教師の会総会で「いじめ防止基本方針」の説明 ○授業参観
5月	○生活アンケート ○いじめ対策委員会③（生徒情報交換会③） ○いじめ対策委員会④（生徒情報交換会④） ○いじめ対策委員会⑤（生徒情報交換会⑤） ○いじめ対策委員会⑥（生徒情報交換会⑥）	○体育の日 ○写生会	○校長と生徒の個別面談（～10月）	
6月	○拡大いじめ対策委員会① ○いじめアンケート①（生活調査①）のまとめと分析 ○保護者対象いじめアンケートのまとめ ○いじめ対策委員会⑦（生徒情報交換会⑦） ○いじめ対策委員会⑧（生徒情報交換会⑧） ○いじめ対策委員会⑨（生徒情報交換会⑨） ○いじめ対策委員会⑩（生徒情報交換会⑩）	○小中連絡会 ○市中総体 ○情報モラル教室	○いじめアンケート①（生活調査①）の実施 ○おしゃべりウィーク①（担任と生徒の個別面談）の実施	○教育振興委員会で方針説明 ○下中生を支える会で方針説明
7月	○いじめ対策委員会11（生徒情報交換会11） ○いじめ対策委員会12（生徒情報交換会12）	○森林・川体験（1年） ○職場体験学習（2年） ○夏休み指導	○期末三者面談	○学校保健委員会で方針の説明
8月	○生徒理解研修会② ○生活アンケート ○いじめ対策委員会13（生徒情報交換会13）	○生徒会リーダー研修会		
9月	○「心のサポート」アンケートのまとめと分析 ○いじめ対策委員会14（生徒情報交換会14） ○いじめ対策委員会15（生徒情報交換会15） ○いじめ対策委員会16（生徒情報交換会16）	○市新人大会	○「心のサポート」アンケートの実施	○PTA巡回指導
10月	○いじめアンケート②（生活調査②）のまとめと分析 ○保護者対象いじめアンケートのまとめ ○いじめ対策委員会17（生徒情報交換会17） ○いじめ対策委員会18（生徒情報交換会18） ○いじめ対策委員会19（生徒情報交換会19） ○いじめ対策委員会20（生徒情報交換会20）	○学芸の日 ○校内ロードレース大会 ○修学旅行（2年）	○いじめアンケート②（生活調査②）の実施 ○保護者対象いじめアンケートの実施 ○おしゃべりウィーク②の実施	○保護者対象いじめアンケートのまとめ報告
11月	○拡大いじめ対策委員会② ○おしゃべりウィーク②のまとめ ○いじめ対策委員会21（生徒情報交換会21） ○いじめ対策委員会22（生徒情報交換会22） ○いじめ対策委員会23（生徒情報交換会23） ○いじめ対策委員会24（生徒情報交換会24） ○いじめ対策委員会25（生徒情報交換会25）	○いわて教育の日 ○県中総文祭		○授業参観 ○教育振興委員会で中間報告
12月	○いじめアンケート集計を市教委へ報告 ○生活アンケート ○いじめ対策委員会26（生徒情報交換会26） ○いじめ対策委員会27（生徒情報交換会27） ○いじめ対策委員会28（生徒情報交換会28）	○創作の日 ○冬休み指導	○期末三者面談	
1月	○生徒理解研修会③ ○保護者対象いじめアンケートのまとめ ○いじめ対策委員会29（生徒情報交換会29） ○いじめ対策委員会30（生徒情報交換会30）	○生徒会リーダー研修会 ○中学生リーダー実践研修会	○いじめアンケート③（生活調査③）の実施 ○保護者対象いじめアンケートの実施	○学校評価アンケートの実施・評価のまとめ
2月	○拡大いじめ対策委員会③ ○生活アンケート ○いじめ対策委員会31（生徒情報交換会31） ○いじめ対策委員会32（生徒情報交換会32） ○いじめ対策委員会33（生徒情報交換会33）	○立志式 ○3年生を送る会		○教育振興委員会で取組評価 ○学校保健委員会で報告 ○新入生保護者説明会
3月	○学校評価結果の公表 ○いじめ対策委員会35（生徒情報交換会35） ○次年度計画の策定、引き継ぎ	○卒業式 ○修了式 ○春休み指導	○期末三者面談（1・2年）	

<p>通年</p>	<p>○学年会・生徒指導部会・職員会議での 情報共有・共通理解（毎月）</p>	<p>○全校朝会 ○学年朝会 ○朝・帰りの会 ○分かる授業の充実 ○担任以外の教員による道徳 の授業の実施 ○体験活動の充実 ○部活動の充実 ○情報モラル教育 ○リーフレットによる未然防 止の啓発 ○保護者との連携・情報共有</p>	<p>○担任・教科担任・顧問 等による授業や諸活動 時の観察・見守りと情 報共有の実施 ○出欠確認・健康観察時 の見守り・情報共有の 実施 ○S Cの活用と相談の実 施 ○生活ノートの内容確認 ○教育相談の実施 ○保護者との連携・情報 共有</p>	<p>○繋ぎ隊</p>
-----------	---	--	--	-------------

## 【資料2】いじめ問題等への基本的な対応の流れ

盛岡市立下橋中学校

### 1 いじめ情報の入手…状況を確認しながら慎重に情報を収集する

情報収集の内容	<input type="checkbox"/> 誰が誰をいじているのか (加害者と被害者の確認) <input type="checkbox"/> いつ、どこで起こったのか (時間と場所の確認) <input type="checkbox"/> どんな内容のいじめか 被害は (内容の確認) <input type="checkbox"/> いじめのきっかけは (背景と要因の確認) <input type="checkbox"/> いつ頃からどのぐらい続いているのか (期間の確認)
情報収集の手段	<input type="checkbox"/> アンケートの実施 <input type="checkbox"/> 保護者との連携 <input type="checkbox"/> 生活の記録 <input type="checkbox"/> 日常生活の観察 <input type="checkbox"/> 生徒との会話 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> 養護教諭との連携
情報収集の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめはない」などの個人的な解釈で看過しない。(報告・連絡・相談)</li> <li>・他の職員からの情報や協力をもらう。(情報の共有)</li> <li>・教師のいじめ問題解決への強い意志を示す。(「いじめ行為は絶対に許されない」という毅然とした指導をする)</li> </ul>

### 2 いじめ対応チームの編成

<input type="checkbox"/> 担任 → <input type="checkbox"/> 学年主任 → <input type="checkbox"/> 生徒指導主事 → <input type="checkbox"/> 校長・副校長 → <input type="checkbox"/> いじめ対策委員会 (緊急性のある場合は 第1報) → <input type="checkbox"/> 盛岡市教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた生徒及びいじめを知らせてくれた生徒を徹底して守る</li> <li>・見守る体制の整備(登下校・休み時間・清掃時間・放課後 等)</li> </ul>

### 3 対応方針の決定・役割分担

対応方針会議での協議内容	<input type="checkbox"/> 緊急度の確認(命に関わる可能性があるか) <input type="checkbox"/> 詳細な調査の必要性(調査の内容と方法の検討) <input type="checkbox"/> 具体的な指導・援助方針の検討(役割分担、支援チームの構成) <input type="checkbox"/> 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携の方向性
役割分担	<input type="checkbox"/> 担任・学年生徒指導担当・学年主任 ・いじめられた生徒の事情聴取と支援    ・いじめた生徒の事情聴取と指導 <input type="checkbox"/> 学年主任・担任・生徒指導主事 ・保護者への対応 <input type="checkbox"/> 副校長 ・教育委員会への連絡    ・保護者への対応    ・関係機関への対応
対応の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事情聴取の際には複数で行い、指導記録を保存すること。</li> <li>・事情聴取後、速やかに校長(いじめ対策防止委員会)へ報告する。</li> <li>・状況に応じて、市教委へ報告・相談をする。</li> </ul>

### 4 正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

生徒	<input type="checkbox"/> いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲の生徒から個別に聞き取りを行う。 <input type="checkbox"/> いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行うようにする。 <input type="checkbox"/> 事情聴取は、基本的に被害者→周囲の者→加害者の順に行う。 <input type="checkbox"/> 情報の食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。 <input type="checkbox"/> 聴取を終えた後は、速やかに保護者へ説明する。
----	---



保護者	○事情聴取の内容を報告するとともに、具体的な対策を説明する。 ○支援や指導の協力を求め、学校との連携方法を話し合う。
-----	---

## 5 具体的対応内容【いじめられた生徒への対応】

基本的な関わり方	① 生徒の安全の確保に配慮して安心させ、生徒との信頼関係を築く。 ② 生徒の話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。 ③ 具体的支援については本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。
いじめられた生徒への対応	① いじめられた生徒を守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。 ② 辛さ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。 ③ 決して一人で悩まず、周りの大人に相談することの重要性を伝える。 ④ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。 ⑤ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団に溶け込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。 ⑥ 長期的視野に立って、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。
いじめられた生徒と個別面談する際の留意点	① 秘密が守られる環境を用意する。 ② 焦らずせかさず共感的に接する。 ③ 心の整理をする時間を十分に確保する。 ④ これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。 ⑤ まずは、教師は味方であるという関係からスタートする。
いじめられた生徒の保護者への対応	① 発見したその日に、保護者へ連絡し、事実関係を伝える。 ② 把握している実態や経緯等を隠さずに伝える。 ③ 学校としての指導方針を伝え、今後の対応について協議する。 ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ⑤ 学校として、子どもを守り通すことを十分に伝える。 ⑥ 家庭で、子どもの変化に気をつけてもらい、些細なことでも連絡をもらうように依頼する。

## 6 具体的対応内容【いじめた生徒・傍観者への対応】

基本的な関わり方	① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許さない」という毅然とした態度で臨む。 ② いじめた生徒の心の痛み気づかせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。 ③ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。
いじめた生徒への対応	① いじめられた生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。 ② 自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別の関わりを継続する。 ③ 当事者だけでなく、周囲の生徒からの情報も収集し、正確な実態把握をする。 ④ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導にあたる。 ⑤ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容についてしっかり理解させる。 ⑥ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。 ⑦ いじめた生徒の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。

	⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、おりに触れて必要な指導を行う。
いじめた生徒と個別面談する際の留意点	<p>① 「開き直り」に対処する。 暴力行為について、「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとするところがあるが、終始毅然とした態度で、「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。</p> <p>② 「被害者にも非がある」ことを認めない。 自分の都合の良い方向に解釈することがあるので、「確かに、〇〇（いじめられた生徒）にも非があるよね」などと認めてはならない。</p> <p>③ 「いじめ」という言葉を使わずに指導する。 いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りただけ」と自分の都合の良いように取り繕おうとする生徒もいる。「自分のものがなくなったり、他の人が使っていたら、あなたはどう思う？」「相手が借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように、「いじめ」という言葉を使わずに、具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだを指摘する。</p>
いじめた生徒の保護者への対応	<p>① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた生徒や保護者の気持ちに共感してもらう。</p> <p>② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。</p> <p>③ 子どものより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。</p>
傍観者への対応	<p>① いじめられた生徒の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。</p> <p>② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。</p> <p>③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について、共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。</p> <p>④ いじめを訴えることは、「チクリ」ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。</p>

## 7 指導体制の検討・今後の対応

状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。（事情聴取の際には複数で行い、指導記録を保存すること。）

### 【いじめ対応チームによる対応】

<input type="checkbox"/> 学校生活での意図的な観察及び助言（該当生徒と周りの生徒の状況） <b>【担任、学年主任、学年生徒指導、養護教諭】</b>
<input type="checkbox"/> 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援） <b>【学年主任、生徒指導主事、管理職】</b>
<input type="checkbox"/> 保護者との連携支援 <b>【担任、学年主任、生徒指導主事、管理職】</b>
<input type="checkbox"/> 関係機関との連携支援 <b>【管理職、生徒指導主事】</b>
<input type="checkbox"/> 教育委員会への報告 <b>【管理職】</b>